

# 平成12年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

## 第1章 県立病院事業の財務事務及び事業の管理

### ◇ 外部監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

##### (1) 特定の事件(テーマ)

県立病院事業の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理

##### (2) 監査対象年度

平成11年度及び12年度

#### 3 監査テーマ選定の背景と監査の視点

##### (1) 監査テーマ選定の背景

県立病院事業に対しては、一般会計から50億円を超える支出が毎年行われており、県財政と景気の動向に鑑み、その経営の現状を明らかにし、効率的な運営に資するとともに、県民の健康生活の維持向上における県立病院の役割を明らかにすることが、県民の利益の確保という観点から必要であると考えられたからである。

##### (2) 監査の視点

- 県立病院事業における財務に関する事務の執行が、法令等に従って適法に行われているか。
- 県立病院事業における事業の管理が、地方自治法第2条第14項(公共の福祉の増進と最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定の趣旨に則って行われているか。

#### 4 監査の実施期間

平成12年6月16日から平成13年3月21日まで

## ◇ 外部監査の結果及び意見

### <監査の結果>

#### 1 薬品及び診療材料

薬品及び診療材料の購入及び現物管理が、適正に行われていることを確かめるため、①薬品及び診療材料の検収手続、②会計処理、③単価契約手続、④仕入単価と入札等の結果との一致、⑤物品管理と保険請求との関連、⑥棚卸手続、⑦麻薬の管理について監査した結果、次の事項を除き、適正に処理されているものと認められた。

- ・棚卸資産につき不足があることを発見した場合は、その原因及び現状を調査し、物品管理者に報告することになっているが、実施されていない。

#### 2 人件費支出

人件費について、その支出に係る会計処理が適正に行われていることを確かめるため、①職員給与（給料、手当）、②非常勤職員の報酬、賃金について監査した結果、次の事項を除き、適正に処理されているものと認められた。

- ・精神医療センターにおいて、平成12年6月の非常勤職員の報酬に係る源泉所得税の計算に際し、43人中3人に源泉徴収税額表の見誤りがあった。

#### 3 経費支出

経費支出のうち金額の比較的大きな委託料、賃借料、修繕費、報償費、研究研修費について、その支出に係る会計処理が適正に行われていることを確かめるため、①経費計上、②契約手続について監査した結果、適正に処理されているものと認められた。

#### 4 固定資産

医療器械の取得、除却に係る手続の適正性について確かめるため、①取得の処理、②入札の手続、③固定資産台帳と貸借対照表との一致、④現物の確認、⑤除却処理について監査した結果、適正に処理されているものと認められた。

#### 5 医業収益

医業収益について、収益計上の適正性について確かめるため、①収益計上額、②集計過程、③内部統制システム、④国民健康保険・社会保険の請求手続及び入金状況、⑤再審査請求手続、⑥医業未収金の計上と回収状況、⑦医業未収金の滞留状況と回収可能性について監査した結果、次の事項を除き、適正に処理されているものと認められた。

- ・がんセンターにおいて、平成12年6月分の国民健康保険・社会保険の報酬請求額で、過年度として会計処理されている中に当年度分が含まれていた。
- ・精神医療センターにおいて、未収金の総勘定元帳の会計と未収金明細の合計は一致していたが、内訳の当年度・過年度区分の額は一致していなかった。

#### 6 負担金

負担金について、その妥当性を確かめるため、①会計処理、②整合性について監査した結果、次の事項を除き、適正に処理されているものと認められた。

- ・収益的収入として受け入れている負担金のうち、高度医療機器に関する企業債元利償還金補填の元金部分については、資本的収入の負担金とするのが妥当である。

## <主な意見>

### 1 棚卸資産に係る規定の整備等

棚卸手続について、病院事業財務規則と異なった実務が行われている面があるとともに、棚卸実務についての詳細事項を定める規定がないことから、規則の見直し、棚卸実施要領の作成が望まれる。

### 2 薬品等の共同購入

薬品を含む材料費の平成11年度の金額は46億円で、医業費用の4分の1を占め、給与費(医業費用の2分の1)に次ぐ主要な費目であることから、共通性のある薬品、診療材料について、共同購入による費用削減の可能性について検討を行うことが望まれる。

### 3 退職給与引当金

退職給与引当金について、多額の引当不足があることから、毎年度継続的な引当を行うことが望まれる。

### 4 契約手続

委託契約、役務提供契約等に関する随意契約については、病院の求める品質が確保されるのであれば、費用削減の観点から、競争入札による契約方法を採用することが望まれる。

### 5 収益の計上方式

収益計上方式について、病院事業としての統一性がとれていない。

会計処理の正確性の確保及び事務処理の簡素化の観点から、日々の入金額を仮受金等の科目で受入れ記帳し、収益の計上は、暦月を集計期間とし、月1回行うことが望まれる。

### 6 負担金

各病院は「日本一の県立病院づくり」をめざして、診療機能の一層の充実・患者サービスの一層の向上に積極的に取り組んでいるが、年間50億円を超える負担金を、少しずつでも減少させる努力が望まれる。

表面上の収支だけを見るのではなく、多額の負担金が一般会計から繰り出されているということ認識したうえで、効果的、効率的な運営に心がけるべきである。

### 7 病院経営全般

各病院は、県立病院として存続を確保することの県民的意味でのメリットを、適切な具体的指標により明らかにしていくことが望まれる。

## 第2章 出資団体の財務事務及び事業の管理

### ◇ 外部監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに群馬県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

##### （1）特定の事件（テーマ）

群馬県が資本金等の4分の1以上を出資する団体（以下「出資団体」という。）の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理

##### （2）監査対象年度

平成11年度及び12年度

#### 3 監査テーマ選定の背景と監査の視点

##### （1）監査テーマ選定の背景

出資団体は、法律的には県から独立した存在であるが、その出資面・業務面・運営面において県と深い係わりを持ち、場合によっては、広い意味での行政組織を肥大化させる原因ともなりやすい。

そこで、その経営の現状を明らかにし効率的な運営に資することが、県民の利益の確保という観点から必要であると考えられたからである。

##### （2）監査の視点

○群馬県の出資団体（46団体）について、次の観点からその概要を把握する。

- ・群馬県の出資団体に関する管理方法を把握する。
- ・出資団体の基本金等が、預金等の確実な資産で保持されているか。
- ・出資団体は、設立目的を果たすべく実質的な活動を行っているか。

○県との係わり、財政状態、活動内容等を考慮して監査対象団体を選定のうえ、次の観点から個別監査を実施する。

- ・当該団体の決算書類等が、団体の財政状況等を適切に表示しているか。
- ・出資団体における財務に関する事務の執行が、法令等に従って適法に行われているか。
- ・当該団体における事業の管理が、地方自治法第2条第14項(公共の福祉の増進と最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定の趣旨に則って行われているか。

#### 4 監査の実施期間

平成12年9月18日から平成13年3月21日まで

## ◇ 個別監査対象団体選定の理由と団体名

選定の理由	団体名
経済性が優先される株式会社形態の団体	利根昭和インターチェンジ開発(株) 武尊山観光開発(株)
県企業局の観光施設の管理運営を受託している団体	(財)群馬県観光開発公社 (財)群馬県企業公社
地価下落の今日、土地を保有している団体	群馬県土地開発公社 群馬県住宅供給公社
多額の含み損を抱えていると思われる団体	(社)群馬県林業公社
公益施設の運営を受託している団体	(財)群馬県下水道公社

なお、武尊山観光開発(株)は、県企業局の観光施設の管理運営を受託している団体にも該当する。

## ◇ 外部監査の結果及び意見

### 1 出資団体全般

#### <主な意見>

事業内容の共通する諸団体あるいは小規模な団体については、事務費及び県費負担の削減の観点から、他の団体との統合あるいは廃止の検討を行うことが望まれる。

また、県職員の派遣のあり方や給与の支払方法についての規定等の整備見直しを行うことが望まれる。

### 2 利根昭和インターチェンジ開発(株)

#### <監査の結果>

インターチェンジ建設負担金は、インターチェンジが使用に供されたときにその全額(1,902百万円)を資産計上し、また、その償却期間は会社にとって効果の及ぶ期間とするのが妥当である。

償却期間を何年にするかで、具体的な金額は変わってくるが、いずれにしても会社の欠損金額は、現在の金額(424百万円)より大幅に増加することになる。

#### <主な意見>

会社設立時には、事業化計画は存在したが、その後の経済情勢の急激な変化により近い将来に会社の収益事業として成立するものは、ほとんどないと判断され、早期に解散することが望まれる。

### 3 武尊山観光開発(株)

#### <監査の結果>

(1)平成12年9月期は、会社単独での損失は93百万円であるが、県企業局で宝台樹第二スキー場の損失が178百万円計上されており、宝台樹スキー場及び武尊牧場スキー場の運営に係る損失の合計は271百万円となる。

会社の現状は、職員の一人ひとりが、経営の改善(売上の増加、費用の削減)に今以上に積極的に取り組まない限り、事業の継続性を確保することが困難な状況にあると言える。

(2)売上高の集計過程は、次の事項を除き、適正に行われていると認められた。

- ・ 県企業局の収入となる宝台樹第二スキー場のリフト料金収入は、ナイター料金差し引き後のリフト収入額にリフトの稼働能力割合（33.33%）を乗じた額と定められているが、実際の計算は33.3%で計算されていた。
- ・ 武尊牧場スキー場の貸具等売上日報の合計額の集計誤りが、平成12年2月中に2件見受けられた。

(3) 業務受託収入（受託費収入）について

受託費収入の計算は、次の事項を除き、適正に行われていると認められた。

- ・ 県企業局からの宝台樹第二スキー場の受託費収入(経費実費の求償を意味する)のうち賃借料部分は、12月から3月までの賃借料をその対象とすると定められているが、実際の計算は年間の賃借料支払額を対象としていた。

(4) 人件費の計算は適正に行われていると認められた。

<主な意見>

今後、職員、経営者が相互にその能力を発揮し、より一層の集客力の強化、サービスの向上に努め、売上の増大を実現していくことが望まれるが、売上高の趨勢如何によっては、事業継続のため、人事、給与等について更なる検討を行うことが望まれる。

#### 4 (財)群馬県観光開発公社

<監査の結果>

(1) 平成11年度のゴルフ事業は、公社単独では25百万円の支出超過に過ぎないが、県企業局との合算では227百万円の赤字であった。

公社が、独自事業のキャディ関係で70百万円の損失を、食堂部門で19百万円の損失を生じながら25百万円の支出超過にとどまったのは、県企業局との業務受託契約に合理性を欠く部分があるためでもある。

受託契約を見直し、合理的かつ公社の経営努力が公社の決算に反映される内容にすることが必要である。

また、赤城緑風荘は、建物、設備の老朽化もかなり進み、近年の宿泊利用状況も低迷が著しく、現在の施設を前提とする限り拡販活動を行っても経営成績が上向くとは考え難いことから、事業の存廃を視野に入れた抜本的な対応を行う必要がある。

(2) ゴルフ場事業の人件費、商食品費、一般管理費、コース管理費については、適正に処理されていると認められた。

(3) 国民宿舎事業の収益については、適正に処理されていると認められた。

<主な意見>

(1) ゴルフ場事業について

- ① 事業に適した就業規則、給与規定を設けることが望まれる。
- ② 商食品の仕入単価の見直しが望まれる。
- ③ 事業収入の減少率は経費のそれを超えており、より一層の経費節減の努力が望まれる。

#### 5 (財)群馬県企業公社

<監査の結果>

(1) 平成11年度は、公社だけで見れば収支は均衡しているが、県企業局との合算による損益は、桜山温泉センターで98百万円、高崎ケイマンゴルフ場で50百万円の赤字であった。

両施設の利用者数の推移、桜山温泉センターでは近隣に新たな温泉センターが開業するという事情等を考慮すると、両施設とも部分的な対応では業績を回復、

伸長できる状況にないことは明らかであり、事業の存廃をも視野に入れた抜本的な改革を行う必要がある。

(2) 両施設の事業収入は、適正に会計処理されていると認められた。

(3) 両施設の人件費は、適正に会計処理されていると認められた。

(4) 両施設の経費支出は、適正に会計処理されていると認められた。

#### <主な意見>

公社として、桜山温泉センターを存続させるためには、県企業局との業務受託契約を改め、事業の成果が明示される契約に移行することが望まれる。

このような契約であってこそ、公社職員は厳しい経営の現状を受け入れざるを得ず、費用の削減のみならず売上の増加に関して真剣な検討が可能になると思われる。

## 6 群馬県土地開発公社

### <監査の結果>

平成11年度末現在、公社の保有する代行用地(3,126百万円)は、いずれも国または県からの委託を受けて先行取得した土地であり、引渡年度も決まっている。

また、引渡価額が取得価額を下回る、いわゆる逆ざやの状況も想定し難い。

これらのことから、現在、公社には不良滞留土地は存在しないと言える。

### <主な意見>

日本道路公団の北関東自動車道用地(平成15年に用地買収は終了の予定。)の取得が完了すると、公社の事業は、大幅に縮小すると見込まれている。

事業の継続性を確保し、その職員の能力を県民のために生かすという観点から、住宅供給公社等の類似分野との統合も含め、今後の公社のあり方について検討することが望まれる。

## 7 群馬県住宅供給公社

### <監査の結果>

(1) 宅地造成工事(平成11年度末残高5,188百万円)

①下細井団地(2,353百万円)は、比較的堅調に分譲が進んでいる。

②東長岡団地(1,620百万円)は、分譲開始が不動産不況下の平成10年5月であったため、半数以上が売れ残っている。

③元総社団地(1,210百万円)については、県営住宅用地として県からの要請に基づいて、平成6年11月に公社が買収を行ったが、今だ未着工になっている。土地価格が下落している現在では、見方によれば、含み損が生じていると想定され、その意味でこの土地は不良滞留土地であると言える。

(2) 県営住宅管理業務

①県営住宅(10,453戸)の空家は、平成12年11月1日現在、518戸である。

②平成11年度の県営住宅使用料の徴収状況は、徴収率88.6%、滞納額366百万円であった。平成11年度の12ヵ月滞納者の累積滞納金額は63百万円である。これらの長期滞納者については、個別の状況を慎重に検討し、適切と認められる場合には、不納欠損処理で対処していくことが必要である。

(3) 特定優良賃貸住宅及び公社賃貸住宅

特定優良賃貸住宅(475戸)及び公社賃貸住宅(258戸)の空家は、平成12年11月1日現在、合計で41戸である。

### <主な意見>

県営住宅用地の取得は、土地開発公社が行っている公用地の先行取得事業と通じるものであることから、両公社の統合の検討を行うことが望まれる。

## 8 (社)群馬県林業公社

### <監査の結果>

- (1) 分収森林について、三つの評価方法により検討してみたが、どの方法を採用しても、現在の木材価格のもとでは、分収森林には相当の含み損が発生していると言える。
- (2) 受託事業収入については、適正に計上されていると認められた。
- (3) 受託事業の委託費については、適正に計上されていると認められた。
- (4) 森林公園管理事業収入については、適正に計上されていると認められた。
- (5) 森林公園管理事業の賃金及び委託費については、適正に計上されていると認められた。

### <主な意見>

- (1) 分収林事業は、木材価格の下落にともない、現在の持分比率（概ね、土地所有者 40%、公社 60%）を前提にする限り、公社は多額の損失を発生させる可能性が高い。

土地所有者と公社との持分比率の見直しが望まれるとともに、国・県等において、近い将来表面化することが予想されるこの事業の損失をカバーするための仕組みを、確立することが望まれる。

- (2) 受託事業について

#### ①県からの受託のあり方について

受託事業では、毎年法人税等を計上している。公社として費用の削減に努めることは当然であるが、利益が生じる場合には、公社運営に必要な最小限の範囲にとどめるような受注の方策を採ることが望まれる。

#### ②受託事業の外部発注のあり方について

3社の合見積による契約方式の導入など、以前よりも費用削減の努力は認められるが、より一層の費用削減に努めることが望まれる。

## 9 (財)群馬県下水道公社

### <監査の結果>

- (1) 消耗品費、修繕費、役務費、委託料は、適正に支出されていると認められた。
- (2) 劇薬、毒薬は、適正に管理されていると認められた。
- (3) 県との維持管理業務受託契約は、適正に行われていると認められた。
- (4) 時間外手当は、適正に処理されていると認められた。

### <主な意見>

公社の常勤職員のうち、県からの派遣者については、給与の一部のみを公社が負担し、大半は県から支給されている。

独立の法人である公社が、水質浄化センター等の運営に要する費用を明示するという観点から、派遣者人件費について全額公社の負担とすることが望まれる。